

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 執行役員制度ってなあに？

Q：最近、執行役員という言葉をよく聞きますが、執行役員は税務上の役員とは違うのでしょうか。

A：その実態によりますが、税法上「みなし役員」とされる条件が備わっていれば、役員とみなされます。

【解説】

最近、「執行役員」という言葉をよく聞きます。執行役員とは、経営方針に従い業務を推進する実戦部隊のリーダーといったところでしょうか。

執行役員制度が導入された理由としては、①監督機関としての取締役会の実質化、②意思決定機関としての取締役会の実質化、③意思決定・監督と業務執行との峻別、などが挙げられます。つまりは、従来の取締役会の形骸化を打破するためのようです。

ところで、執行役員は役員という肩書きがついているものの、法律で規定されている身分ではないので、各企業ごとに雇用形態等その実態はバラバラのようです。

使用人となんら変わらない執行役員もいる一方で、商法上の役員には該当しなくても、会社の経営にタッチできるポジションにあるなど実質的には役員と変わらない執行役員もいます。

法人税法上は、「みなし役員」の規定がありますので、その条件が備わっていれば役員とみなされ、役員関係諸々の課税関係が生じることになります。

